

青森県事業活動応援資金【事業活動枠】 (深浦町が信用保証料を補助します)

青森県では、事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を実施しています。深浦町は、この制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 深浦町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、1年以上継続して同一事業を営んでいること
- ・ 町に納付すべき税金を滞納していないこと
- ・ 青森県事業活動応援資金「事業活動枠」により、融資額1000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間は運転資金6ヵ月、設備資金1年以内）で融資を受けた方

補助内容

信用保証料を全額補助します。

（「深浦町事業活動応援資金保証料補給金交付要綱」に基づき、事業者へ直接交付します。）

実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県事業活動応援資金を利用することは可能です。）

お問い合わせ先

- 信用保証料補助に関すること
深浦町観光課商工振興係 電話 0173-74-4412（直）
- 青森県事業活動応援資金に関すること
青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 「深浦町小口資金」の借入残高がありますが、この制度を利用できますか？

A1. 「深浦町小口資金」の借入金残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。

Q2. 希望融資額が1000万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間が運転資金6ヵ月以内、設備資金1年以内）」のものに限られます。
ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間7年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A3. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

また、保証料の補助については、融資を受けた後、「深浦町事業活動応援資金保証料補給金交付要綱」の規定により、補給金請求書に必要書類を添えて、深浦町観光課へ交付申請を行ってください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会